

施設基準・加算等に関する掲示

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準等に適合している保険医療機関として、近畿厚生局長に以下の届出を行っています。

機能強化加算

当院は、地域におけるかかりつけ医機能を有する医療機関として、機能強化加算の届出を行っています。

当院では、必要に応じて以下の対応を行っています。

1. 患者様が受診されている他の医療機関および処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
2. 必要に応じて、専門医または専門医療機関への紹介を行います。
3. 健康診断の結果等、健康管理に関するご相談に応じます。
4. 保健・福祉サービスの利用等に関するご相談に応じます。
5. 当院で継続的に診療を行っている患者様には、診療内容に応じて、診療時間外を含む緊急時の連絡方法・対応方法について個別にご案内しています。

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は、厚生労働省の「医療情報ネット（ナビイ）」等で検索できます。HP：<https://www.iryoku.teikyouseido.mhlw.go.jp/>

当院では、上記内容を記載した文書を院内に設置し、患者様が持ち帰ることができるようにしています。

在宅療養支援診療所

当院は、地方厚生局長に対し、別添１の「第９」の１の（２）のアに規定する在宅療養支援診療所として届出を行っています。

在宅で療養される患者様が安心して療養生活を送ることができるよう、24時間の連絡体制、往診体制、訪問看護との連携体制、緊急時の入院連携体制等を整備しています。

緊急時の連絡方法・対応方法については、訪問診療開始時等に、患者様・ご家族へ個別にご案内しています。

在宅医療充実体制加算

当院は、別添１の「第９」の２の（３）に規定する在宅医療充実体制加算の届出を行っています。

地域の重症な在宅患者様に対して、質の高い在宅医療を提供できるよう、24時間の連絡体制、往診体制、訪問看護等との連携体制、緊急時の入院連携体制を整備しています。

がん終末期、医療依存度の高い患者様、看取りを希望される患者様等に対して、病状や療養環境に応じた継続的な医学管理を行っています。

在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料

当院は、在宅時医学総合管理料および施設入居時等医学総合管理料の届出を行っています。
通院が困難な患者様に対して、計画的な医学管理のもと、定期的な訪問診療を行っています。
患者様の病状、療養環境、介護状況等に応じて、必要な医学管理、療養上の助言、関係機関との連携を行います。

在宅がん医療総合診療料

当院は、在宅がん医療総合診療料の届出を行っています。
在宅で療養される末期の悪性腫瘍の患者様に対し、計画的な訪問診療、訪問看護、緊急時の対応等を含めた総合的な在宅医療を提供できる体制を整えています。
患者様とご家族の希望を尊重しながら、疼痛緩和、症状緩和、療養上の支援、看取りを含めた在宅緩和ケアを行います。

電子的診療情報連携体制整備加算 1

当院は、電子的診療情報連携体制整備加算 1 の届出を行っています。
オンライン資格確認等システムにより取得した受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を、診療に活用できる体制を整備しています。
また、マイナ保険証の利用促進、診療情報の電子的な連携・活用、明細書の無償交付等を通じて、医療 DX を活用した医療提供体制の整備に取り組んでいます。
質の高い医療を提供するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

在宅医療 DX 情報活用加算

当院は、在宅医療 DX 情報活用加算の届出を行っています。
訪問診療において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報、薬剤情報、特定健診情報等を活用し、質の高い在宅医療の提供に努めています。
また、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等の医療 DX に関する仕組みを活用し、関係機関との連携を図りながら、在宅療養中の患者様を支援します。

情報通信機器を用いた診療について

当院では、患者様の状態に応じて、情報通信機器を用いた診療を行う場合があります。
情報通信機器を用いた診療は、対面診療を補完するものとして、患者様の病状、療養環境、通信環境、安全性等を確認したうえで実施します。
診療の結果、対面での診察や検査、往診、他医療機関への受診が必要と判断した場合には、適切な対応を行います。
なお、情報通信機器を用いた初診において、向精神薬の処方はいりません。

在宅医療情報連携加算

当院は、在宅医療情報連携加算の届出を行っています。
在宅で療養される患者様の診療情報等について、ICT を用いて関係機関と共有・確認できる体

制を整備し、平時からの連携体制を構築しています。

患者様の同意のもと、訪問看護ステーション、薬局、介護支援専門員、病院等の関係機関と必要な診療情報を共有し、計画的な医学管理と切れ目のない在宅療養支援に努めています。

【連携機関】

アリア訪問看護ステーション、神戸海星訪問看護ステーション、セントケア訪問看護ステーション六甲、ファースト訪問看護ステーション灘、訪問看護ステーションメリー など

訪問看護遠隔診療補助料

当院は、訪問看護遠隔診療補助料の届出を行っています。

情報通信機器を用いた診療を行う際に、必要に応じて看護師等が患者様の療養場所で診療を補助できる体制を整えています。

患者様の状態観察、バイタルサインの確認、診療時の補助等を通じて、在宅療養中の患者様が安心して診療を受けられるよう支援します。

なお、情報通信機器を用いた診療の実施にあたっては、患者様の病状、療養環境、通信環境等を踏まえ、医師が適切に判断します。必要に応じて、対面診療、往診、医療機関への受診等をご案内します。

【連携機関】

あっぷ訪問看護ステーション、愛のき訪問看護ステーション、神戸海星訪問看護ステーション、クリオ訪問看護・リハビリステーション灘、ジャスミン訪問看護ステーション、セントケア訪問看護ステーション神戸、ファースト訪問看護ステーション灘、訪問看護ステーションアスカケアライフ灘、訪問看護ステーション COCO グレージュ六甲、訪問看護ステーションメリー

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤名、行われた検査名、処置名等が記載されます。

明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品があるお薬について、特定の商品名ではなく、薬剤の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

長期収載品の選定療養について

後発医薬品がある先発医薬品について、患者様の希望により先発医薬品を処方または調剤する

場合、選定療養として特別の料金が発生することがあります。

医師が医療上必要と判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合等は、選定療養の対象外となります。

ご不明な点がありましたら、医師または薬局にご相談ください。

長期処方・リフィル処方箋について

当院では、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、以下の対応が可能です。

- ・28 日以上長期処方を行うこと
- ・リフィル処方箋を発行すること

なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かどうかは、患者様の病状、服薬状況、薬剤の種類等を踏まえて、担当医が個別に判断いたします。

外来・在宅ベースアップ評価料

当院は、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）および同注 5 の届出を行っています。

本評価料は、医療従事者の処遇改善を通じて、質の高い医療を継続的に提供する体制を整備するためのものです。

当院では、対象職員の賃金改善に適切に活用し、働きやすい職場環境の整備と医療の質の向上に努めています。